

(4) 取引適正化に係る事業者指導

① 所長指導

指導年月日	商品・サービス名	指導時の相談件数	該当する不適正な取引行為の基準 (改正 平成 17 年告示第 88 号)
平成 29 年 7 月 7 日 (口頭指導)	化粧品、健康食品、浄水器	28 年度 12 件 29 年度 6 件	基準 1(11)長時間・強引勧誘 基準 1(3)不実の告知
平成 29 年 7 月 14 日 (口頭指導)	ケーブルテレビ配信、光回線プロバイダ業務	28 年度 48 件 29 年度 11 件	基準 1(1)販売目的の隠匿 基準 1(4)取引内容等の説明不足 基準 4(6)解約等の不当な拒否
平成 29 年 8 月 31 日 (口頭指導)	光回線によるインターネットサービス	28 年度 65 件 29 年度 40 件	基準 1(4)取引内容等の説明不足 基準 1(11)長時間・強引勧誘 基準 4(6)解約等の不当な拒否
平成 29 年 10 月 4 日 (口頭指導)	美顔エステ	28 年度 4 件 29 年度 8 件	基準 1(11)長時間・強引勧誘
平成 30 年 3 月 20 日 (口頭指導)	排水管清掃	28 年度 8 件 29 年度 15 件	基準 1(1)販売目的の隠匿 基準 1(11)長時間・強引勧誘

② 注意喚起

回数	事業者数
3 回	3 社

③ 意見交換

回数	事業者数	内訳		
		事業者	信販	団体等
209 回	128 社	105 社	9 社	14 社